

小金井市地域防災計画 新旧対照表（令和2年1月）

新		旧	備考																
<p>【(表紙の後に挿入)】</p> <p>1 本文中における部長職の読み替え</p> <p>(1) <u>部長職のうち、「危機管理担当部長」については、「総務部長」と読み替える。</u></p> <p>(2) <u>「税務担当部長」「まちづくり担当部長」については、削除して読み替える。</u></p> <p>2 本文中における医療救護所の読み替え</p> <p><u>「医療救護所」については、「緊急医療救護所」と読み替える。</u></p> <p>3 本文中における三類型の避難勧告等の読み替え</p> <p>(1) <u>三類型の避難勧告等のうち、「避難準備（要配慮者避難情報）」については、「避難準備・高齢者等避難開始」と読み替える。</u></p> <p>(2) <u>「避難指示」については、「避難指示（緊急）」と読み替える。</u></p>		(新規)	部長職の一部廃止及び医療救護所の名称変更に伴う修正																
<p>【震災編第1部 40】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>防災上の役割の大綱等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療法人社団大日会小金井太陽病院</td> <td> <p>1 <u>医療救護活動拠点の指定</u></p> <p>2 <u>災害時における拠点病院の指定</u></p> <p>3 <u>施設の一部を災害時における医療救護所として利用することへの協力に関すること。</u></p> </td> </tr> <tr> <td>社会福祉法人聖ヨハネ会総合病院桜町病院</td> <td> <p>1 <u>災害時における拠点病院の指定</u></p> <p>2 <u>施設の一部を災害時における医療救護所として利用することへの協力に関すること。</u></p> </td> </tr> <tr> <td>一般社団法人巨樹の会小金井リハビリテーション病院</td> <td> <p>1 <u>施設の一部を災害時における医療救護所として利用することへの協力に関すること。</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>		名称	防災上の役割の大綱等	医療法人社団大日会小金井太陽病院	<p>1 <u>医療救護活動拠点の指定</u></p> <p>2 <u>災害時における拠点病院の指定</u></p> <p>3 <u>施設の一部を災害時における医療救護所として利用することへの協力に関すること。</u></p>	社会福祉法人聖ヨハネ会総合病院桜町病院	<p>1 <u>災害時における拠点病院の指定</u></p> <p>2 <u>施設の一部を災害時における医療救護所として利用することへの協力に関すること。</u></p>	一般社団法人巨樹の会小金井リハビリテーション病院	<p>1 <u>施設の一部を災害時における医療救護所として利用することへの協力に関すること。</u></p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>防災上の役割の大綱等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療法人社団大日会小金井太陽病院</td> <td rowspan="2">1 災害時における拠点病院の指定</td> </tr> <tr> <td>社会福祉法人聖ヨハネ会総合病院桜町病院</td> </tr> <tr> <td>学校法人武蔵野東学園</td> <td rowspan="2">1 <u>施設の一部を災害時における医療救護所として利用することへの協力に関すること。</u></td> </tr> <tr> <td>東京都立多摩科学技術高等学校</td> </tr> </tbody> </table>	名称	防災上の役割の大綱等	医療法人社団大日会小金井太陽病院	1 災害時における拠点病院の指定	社会福祉法人聖ヨハネ会総合病院桜町病院	学校法人武蔵野東学園	1 <u>施設の一部を災害時における医療救護所として利用することへの協力に関すること。</u>	東京都立多摩科学技術高等学校	<p>医療救護活動拠点及び医療救護所の指定の変更。</p> <p>※ 左記の他、前回修正以降に締結した協定等に基づき追加修正</p>
名称	防災上の役割の大綱等																		
医療法人社団大日会小金井太陽病院	<p>1 <u>医療救護活動拠点の指定</u></p> <p>2 <u>災害時における拠点病院の指定</u></p> <p>3 <u>施設の一部を災害時における医療救護所として利用することへの協力に関すること。</u></p>																		
社会福祉法人聖ヨハネ会総合病院桜町病院	<p>1 <u>災害時における拠点病院の指定</u></p> <p>2 <u>施設の一部を災害時における医療救護所として利用することへの協力に関すること。</u></p>																		
一般社団法人巨樹の会小金井リハビリテーション病院	<p>1 <u>施設の一部を災害時における医療救護所として利用することへの協力に関すること。</u></p>																		
名称	防災上の役割の大綱等																		
医療法人社団大日会小金井太陽病院	1 災害時における拠点病院の指定																		
社会福祉法人聖ヨハネ会総合病院桜町病院																			
学校法人武蔵野東学園	1 <u>施設の一部を災害時における医療救護所として利用することへの協力に関すること。</u>																		
東京都立多摩科学技術高等学校																			

新				旧				備考	
【震災編第2部 4-29】				【震災編第2部 4-29】				医療救護活動拠点の指定の変更	
指定要員	【対応2】 保健師 看護師	構成員 福祉保健部、子ども家庭部より指名された職員 (保健師・看護師)	具体的な活動内容等 具体的な活動については、「震災編 第2部 6-15 第2 初動期の医療救護活動」を準用する。	参集場所 所属部署 (各施設) ↓ 医療救護活動拠点 (小金井太陽病院)	指定要員	【対応2】 保健師 看護師	構成員 福祉保健部、子ども家庭部より指名された職員 (保健師・看護師)		具体的な活動内容等 具体的な活動については、「震災編 第2部 6-15 第2 初動期の医療救護活動」を準用する。
【震災編第2部 4-34】				【震災編第2部 4-34】				医療救護所の指定の変更	
機関名		内容		機関名		内容			
東京消防庁 小金井消防署		<ul style="list-style-type: none"> ○ 省略 ○ 省略 ○ 傷病者救護にあたっては、<u>小金井太陽病院、桜町病院及び小金井リハビリテーション病院</u>に医療救護所が開設されるまでの間、小金井消防署（本署・緑町出張所）に仮救護所を設置するとともに、医療関係機関、小金井市消防団、災害時支援ボランティア等と連携し、救急資器材等を有効に活用して傷病者の救護にあたる。 ○ 省略 		東京消防庁 小金井消防署		<ul style="list-style-type: none"> ○ 省略 ○ 省略 ○ 傷病者救護にあたっては、<u>消防署所近隣の都立多摩科学技術高等学校（小金井工業高等学校）及び私立武蔵野東中学校</u>に医療救護所が開設されるまでの間、小金井消防署（本署・緑町出張所）に仮救護所を設置するとともに、医療関係機関、小金井市消防団、災害時支援ボランティア等と連携し、救急資器材等を有効に活用して傷病者の救護にあたる。 ○ 省略 			
【震災編第2部 6-2】 【医療救護所】 ・ <u>小金井太陽病院</u> ・ <u>桜町病院</u> ・ <u>小金井リハビリテーション病院</u>				【医療救護所】 ・ <u>都立多摩科学技術高校（都立小金井工業高校）</u> ・ <u>私立武蔵野東中学校</u>				医療救護所の指定の変更	
【震災編第2部 6-3】 1 初動医療体制の確立 (中略) なお、医療救護活動拠点については、福祉保健部が中心となり、「 <u>小金井太陽病院</u> 」内に設置し、情報収集活動等を行う。 (以下略)				1 初動医療体制の確立 (中略) なお、医療救護活動拠点については、福祉保健部が中心となり、「 <u>小金井市保健センター</u> 」内に設置し、情報収集活動等を行う。 (以下略)				医療救護活動拠点の指定の変更	

新	旧	備考												
<p>【震災編第2部 6-9】</p> <table border="1" data-bbox="165 244 999 587"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療救護所</td> <td>○ 省略</td> </tr> <tr> <td>医療救護活動拠点</td> <td>発災直後から情報収集、医療救護班及び保健活動チームの編成等の医療救護活動を行う場所（<u>小金井太陽病院に設置</u>） 急性期以降には、都外から応援に来たチームが医療救護所や在宅療養者の医療支援に関して調整・情報交換する場所ともなる。（急性期以降は保健センターに設置）</td> </tr> </tbody> </table>	名称	説明	医療救護所	○ 省略	医療救護活動拠点	発災直後から情報収集、医療救護班及び保健活動チームの編成等の医療救護活動を行う場所（ <u>小金井太陽病院に設置</u> ） 急性期以降には、都外から応援に来たチームが医療救護所や在宅療養者の医療支援に関して調整・情報交換する場所ともなる。（急性期以降は保健センターに設置）	<table border="1" data-bbox="1050 244 1883 512"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療救護所</td> <td>○ 省略</td> </tr> <tr> <td>医療救護活動拠点</td> <td>発災直後から情報収集、医療救護班及び保健活動チームの編成等の医療救護活動を行う場所 急性期以降には、都外から応援に来たチームが医療救護所や在宅療養者の医療支援に関して調整・情報交換する場所ともなる。（保健センターに設置）</td> </tr> </tbody> </table>	名称	説明	医療救護所	○ 省略	医療救護活動拠点	発災直後から情報収集、医療救護班及び保健活動チームの編成等の医療救護活動を行う場所 急性期以降には、都外から応援に来たチームが医療救護所や在宅療養者の医療支援に関して調整・情報交換する場所ともなる。（保健センターに設置）	医療救護活動拠点の指定の変更
名称	説明													
医療救護所	○ 省略													
医療救護活動拠点	発災直後から情報収集、医療救護班及び保健活動チームの編成等の医療救護活動を行う場所（ <u>小金井太陽病院に設置</u> ） 急性期以降には、都外から応援に来たチームが医療救護所や在宅療養者の医療支援に関して調整・情報交換する場所ともなる。（急性期以降は保健センターに設置）													
名称	説明													
医療救護所	○ 省略													
医療救護活動拠点	発災直後から情報収集、医療救護班及び保健活動チームの編成等の医療救護活動を行う場所 急性期以降には、都外から応援に来たチームが医療救護所や在宅療養者の医療支援に関して調整・情報交換する場所ともなる。（保健センターに設置）													
<p>【震災編第2部 6-18】</p> <p>ウ 医療救護所の設置等</p> <p>○ 医療救護所は、<u>小金井太陽病院、桜町病院及び小金井リハビリテーション病院</u>とし、開設されるまでの間は、小金井消防署（本署・緑町出張所）に仮救護所を設置する。</p> <p>（別冊 協定 医療関係 1 災害時における施設利用に関する協定書（<u>医療法人社団 大日会 小金井太陽病院</u>））</p> <p>（別冊 協定 医療関係 2 災害時における施設利用に関する協定書（<u>社会福祉法人 聖ヨハネ会 桜町病院</u>））</p> <p>（別冊 協定 医療関係 16 災害時における施設利用に関する協定書（<u>一般社団法人 巨樹の会 小金井リハビリテーション病院</u>））</p>	<p>ウ 医療救護所の設置等</p> <p>○ 医療救護所は、<u>都立多摩科学技術高校（都立小金井工業高校）及び私立武蔵野東中学校</u>とし、開設されるまでの間は、小金井消防署（本署・緑町出張所）に仮救護所を設置する。</p> <p>（別冊 協定 医療関係 1 災害時における施設利用に関する協定書（<u>東京都立多摩科学技術高等学校</u>））</p> <p>（別冊 協定 医療関係 2 災害時における施設利用に関する協定書（<u>学校法人 武蔵野東学園</u>））</p>	医療救護所の指定の変更												
<p>【震災編第2部 7-1】</p> <p>3 一時滞在施設の指定</p> <p>市は市施設3か所、国施設1か所、民間施設1か所を一時滞在施設として指定。他に都立施設3か所が指定されている。（令和2年1月現在）</p>	<p>3 一時滞在施設の指定</p> <p>市は市施設3か所、国施設1か所を一時滞在施設として指定。他に都立施設3か所が指定されている。（平成27年1月現在）</p>	一時滞在施設の追加												
<p>【震災編第2部 7-5・6】</p> <p>現在の到達状況</p> <p>○ 市施設3か所、国施設1か所、民間施設1か所を一時滞在施設として指定。（令和2年1月現在）</p>	<p>現在の到達状況</p> <p>○ 市施設3か所、国施設1か所を一時滞在施設として指定。（平成27年1月現在）</p>	一時滞在施設の追加												

新	旧	備考																																		
<p>【震災編第2部 7-13】 <一時滞在施設（令和2年1月現在）></p> <table border="1" data-bbox="163 280 960 600"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>住所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1 公民館東分館</td><td>小金井市東町1-39-1</td></tr> <tr><td>2 小金井総合体育館</td><td>小金井市関野町1-13-1</td></tr> <tr><td>3 市民交流センター</td><td>小金井市本町6-14-45</td></tr> <tr><td>4 独立行政法人 情報通信研究機構</td><td>小金井市貫井北町4-2-1</td></tr> <tr><td>5 小金井市商工会館</td><td>小金井市前原町3-33-25</td></tr> <tr><td>6 江戸東京たてもの園</td><td>小金井市桜町3-7-1</td></tr> <tr><td>7 小金井北高等学校</td><td>小金井市緑町4-1-1</td></tr> <tr><td>8 多摩科学技術高等学校</td><td>小金井市本町6-8-9</td></tr> </tbody> </table> <p>※ 4は国施設、5は民間施設、6～8は都施設 （別冊 協定 帰宅困難者対応等 1 災害時における一時滞在施設利用に関する協定書） （別冊 協定 帰宅困難者対応等 4 災害時における体育施設利用に関する協定書） （別冊 協定 帰宅困難者対応等 5 災害時における避難所施設利用に関する協定書） （別冊 協定 帰宅困難者対応等 6 災害時における一時滞在施設利用に関する協定書）</p>	施設名	住所	1 公民館東分館	小金井市東町1-39-1	2 小金井総合体育館	小金井市関野町1-13-1	3 市民交流センター	小金井市本町6-14-45	4 独立行政法人 情報通信研究機構	小金井市貫井北町4-2-1	5 小金井市商工会館	小金井市前原町3-33-25	6 江戸東京たてもの園	小金井市桜町3-7-1	7 小金井北高等学校	小金井市緑町4-1-1	8 多摩科学技術高等学校	小金井市本町6-8-9	<p><一時滞在施設（平成27年1月現在）></p> <table border="1" data-bbox="1048 292 1883 579"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>住所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1 公民館東分館</td><td>小金井市東町1-39-1</td></tr> <tr><td>2 小金井総合体育館</td><td>小金井市関野町1-13-1</td></tr> <tr><td>3 市民交流センター</td><td>小金井市本町6-14-45</td></tr> <tr><td>4 独立行政法人 情報通信研究機構</td><td>小金井市貫井北町4-2-1</td></tr> <tr><td>5 江戸東京たてもの園</td><td>小金井市桜町3-7-1</td></tr> <tr><td>6 小金井北高等学校</td><td>小金井市緑町4-1-1</td></tr> <tr><td>7 多摩科学技術高等学校</td><td>小金井市本町6-8-9</td></tr> </tbody> </table> <p>※ 4は国施設、5～7は都施設 （別冊 協定 帰宅困難者対応等 1 災害時における一時滞在施設利用に関する協定書） （別冊 協定 帰宅困難者対応等 4 災害時における体育施設利用に関する協定書） （別冊 協定 帰宅困難者対応等 5 災害時における避難所施設利用に関する協定書）</p>	施設名	住所	1 公民館東分館	小金井市東町1-39-1	2 小金井総合体育館	小金井市関野町1-13-1	3 市民交流センター	小金井市本町6-14-45	4 独立行政法人 情報通信研究機構	小金井市貫井北町4-2-1	5 江戸東京たてもの園	小金井市桜町3-7-1	6 小金井北高等学校	小金井市緑町4-1-1	7 多摩科学技術高等学校	小金井市本町6-8-9	<p>一時滞在施設の追加</p>
施設名	住所																																			
1 公民館東分館	小金井市東町1-39-1																																			
2 小金井総合体育館	小金井市関野町1-13-1																																			
3 市民交流センター	小金井市本町6-14-45																																			
4 独立行政法人 情報通信研究機構	小金井市貫井北町4-2-1																																			
5 小金井市商工会館	小金井市前原町3-33-25																																			
6 江戸東京たてもの園	小金井市桜町3-7-1																																			
7 小金井北高等学校	小金井市緑町4-1-1																																			
8 多摩科学技術高等学校	小金井市本町6-8-9																																			
施設名	住所																																			
1 公民館東分館	小金井市東町1-39-1																																			
2 小金井総合体育館	小金井市関野町1-13-1																																			
3 市民交流センター	小金井市本町6-14-45																																			
4 独立行政法人 情報通信研究機構	小金井市貫井北町4-2-1																																			
5 江戸東京たてもの園	小金井市桜町3-7-1																																			
6 小金井北高等学校	小金井市緑町4-1-1																																			
7 多摩科学技術高等学校	小金井市本町6-8-9																																			
<p>【風水害編 2-3】 ○ <u>市内には、土砂災害警戒区域が10か所、うち8か所は土砂災害特別警戒区域の指定がされている。市においては、避難の態勢や伝達方法の態勢の整備を進めていく。</u> （別冊 資料 風水害編 6 土砂災害警戒区域図）</p> <p><土砂災害警戒区域一覧></p> <table border="1" data-bbox="163 1201 999 1420"> <thead> <tr> <th></th> <th>住所</th> <th>警戒</th> <th>特別警戒</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>小金井市貫井南町3-13</td><td>○</td><td>○</td><td>一部、貫井南町4-26</td></tr> <tr><td>2</td><td>小金井市貫井南町3-8</td><td>○</td><td>○</td><td>一部、貫井南町4-27</td></tr> <tr><td>3</td><td>小金井市貫井南町3-8</td><td>○</td><td>○</td><td>一部、貫井南町4-27</td></tr> <tr><td>4</td><td>小金井市貫井南町3-2</td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr> </tbody> </table>		住所	警戒	特別警戒	備考	1	小金井市貫井南町3-13	○	○	一部、貫井南町4-26	2	小金井市貫井南町3-8	○	○	一部、貫井南町4-27	3	小金井市貫井南町3-8	○	○	一部、貫井南町4-27	4	小金井市貫井南町3-2	○	○		<p>○ <u>本市においては、現在のところ、土砂災害防止法の規定に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は存在しないが、「土砂災害危険箇所」として、急傾斜地、土石流危険渓流、地滑り危険箇所のうち、前項のとおり「急傾斜地崩壊危険箇所」が存在している。</u> ○ <u>都は今後順次指定の拡大を予定しており、市においては、避難の態勢や伝達方法の態勢の整備を進めていく。</u></p>	<p>土砂災害警戒区域等の指定に伴う記述の整理</p>									
	住所	警戒	特別警戒	備考																																
1	小金井市貫井南町3-13	○	○	一部、貫井南町4-26																																
2	小金井市貫井南町3-8	○	○	一部、貫井南町4-27																																
3	小金井市貫井南町3-8	○	○	一部、貫井南町4-27																																
4	小金井市貫井南町3-2	○	○																																	

5	小金井市前原町3-37	○	○			
6	小金井市中町1-11	○	—			
7	小金井市中町1-12	○	○			
8	小金井市東町5-6	○	○			
9	小金井市東町5-3	○	—			
10	小金井市東町1-6	○	○	一部、三鷹市大沢3-1 0		
【風水害編 3-16】 第3節 土砂災害対策 ○ 市内には、土砂災害防止法の規定に基づく土砂災害警戒区域が10か所、うち8か所は土砂災害特別警戒区域に指定されており、これらを対象として、以下の対策を実施する。					第3節 土砂災害対策 ○ 市内には、土砂災害防止法の規定に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は存在せず、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく、都の指定による急傾斜地崩壊危険区域も存在しない。急傾斜地崩壊危険箇所等点検要領（平成11年国土交通省河川局）に基づく都の調査により、急傾斜地崩壊危険箇所が4か所として公表されており、これらを対象として、以下の対策を実施する。	土砂災害警戒区域等の指定に伴う記述の整理
【風水害編 3-18・19】 <避難勧告等の発令基準> 下記に掲げる判断基準のいずれかに到達したときに、避難勧告等を発令する。 (1) 土砂災害					(新規)	避難勧告等の名称変更及び発令基準の追加
		判断基準				
避難準備・高齢者等避難開始	①大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ土砂災害に関するメッシュ情報の「実況または予想で大雨警報の基準（警戒・赤色）」に到達した場合 ②大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が「高」となっている場合					
避難勧告	①土砂災害警戒情報が発表された場合 ②土砂災害に関するメッシュ情報で「予想で土砂災害警戒情報の基準（非常に危険・紫色）」に到達した場合 ③大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合 ④土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り等）が発見された場合					
避難指示（緊急）	①土砂災害警戒情報が発表され、かつ土砂災害に関するメッシュ情報の「実況で土砂災害警戒情報の基準（極めて危険・濃					

	<p>い紫色)」に到達した場合</p> <p>②土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合</p> <p>③土砂災害が発生した場合</p> <p>④避難勧告等による立ち退き避難が十分でなく、再度、立ち退き避難を住民に促す必要がある場合</p>		
解除	<p>土砂災害警戒情報が解除された段階 (気象情報をもとに、今後まとまった降雨が見込まれないことを確認する)</p>		
(2) 水害			
	<u>判断基準</u>		
避難準備・ 高齢者等 避難開始	<p>①気象庁の発表する防災気象情報により、小金井市を含む地域において時間最大雨量114mmを超える雨量が予想されている場合</p> <p>②野川池上の水位が避難判断水位である1.97mもしくは鞍尾根橋の水位が避難判断水位である1.77mに到達し、かつ、野川に氾濫危険情報が発表されている場合</p>		
避難勧告	<p>①野川池上の水位が氾濫危険水位である2.81mもしくは鞍尾根橋の水位が氾濫危険水位である2.53mに到達した場合</p> <p>②気象庁の発表する防災気象情報により、小金井市を含む地域において時間最大雨量140mmを超える雨量が予想されている場合</p>		
避難指示 (緊急)	<p>気象庁の発表する防災気象情報により、小金井市を含む地域において時間最大雨量140mmを超える雨量が予想されている場合で、野川池上の水位が氾濫危険水位である2.81mもしくは鞍尾根橋の水位が氾濫危険水位である2.53mに到達した場合</p>		
解除	<p>①水位が氾濫危険水位を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、降雨がほとんどない場合</p> <p>②野川の氾濫危険情報が解除された場合</p>		

2 小金井市地域防災計画（資料編） 差替・新規追加表

対象頁	修正方法	備考
震災編 2-8-3 避難場所一覧	差替	避難地域を削除
震災編 2-8-4 指定避難所一覧	差替	対象地区を削除し、避難所（土砂災害）を追加
震災編 2-8-5 福祉避難所（二次避難所）一覧	差替	平成27年以降に協定を締結した施設を追加
震災編 2-9-3 震災対策用井戸一覧	差替	平成26年以降に協定の締結または解除があった井戸について整理
風水害編 6 土砂災害警戒区域図	新規追加	土砂災害警戒区域等の指定に伴い追加
協定 医療関係 1 災害時における施設利用に関する協定書	差替	社会福祉法人 聖ヨハネ会 桜町病院
協定 医療関係 2 災害時における施設利用に関する協定書	差替	医療法人社団 大日会 小金井太陽病院
協定 医療関係 7 災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書	新規追加	東邦薬品株式会社
協定 医療関係 8 災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書	新規追加	アルフレッサ株式会社
協定 医療関係 9 災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書	新規追加	株式会社スズケン
協定 医療関係 10 災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書	新規追加	株式会社メディセオ
協定 医療関係 11 災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書	新規追加	酒井薬品株式会社
協定 医療関係 12 災害時に対応する医薬品の備蓄に関する協定書	新規追加	小金井市薬剤師会
協定 医療関係 13 災害時に対応する医薬品等の備蓄に関する協定書	新規追加	社会福祉法人 聖ヨハネ会 桜町病院
協定 医療関係 14 災害時に対応する医薬品等の備蓄に関する協定書	新規追加	医療法人社団 大日会 小金井太陽病院
協定 医療関係 15 災害時における医療救護活動拠点の設置に関する協定書	新規追加	小金井市医師会及び小金井太陽病院
協定 医療関係 16 災害時における施設利用に関する協定書	新規追加	一般社団法人巨樹の会 小金井リハビリテーション病院
協定 物資・食料関係 8 災害時における燃料等の供給に関する協定書	新規追加	三信石油株式会社
協定 物資・食料関係 9 災害時における燃料等の供給に関する協定書	新規追加	総合エネルギー株式会社
協定 物資・食料関係 10 災害時における物資の供給協力に関して	新規追加	株式会社イトーヨーカ堂
協定 物資・食料関係 11 災害時におけるLPガス等の供給に関する協定	新規追加	一般社団法人東京都LPガス協会 北多摩南部支部
協定 通信・情報関係 5 防災行政無線の再送信連携に関する覚書	新規追加	株式会社ジェイコム東京
協定 通信・情報関係 6 災害に係る情報発信等に関する協定	新規追加	ヤフー株式会社
協定 相互応援 11 小金井市と久慈市の災害時相互応援に関する協定書	新規追加	岩手県久慈市
協定 帰宅困難者対応等 4 災害時における体育施設利用に関する協定書	差替	TAC・FC東京・TGTS 共同事業体
協定 帰宅困難者対応等 5 災害時における避難所施設利用に関する協定書	差替	こがねいしてい共同事業体
協定 帰宅困難者対応等 6 災害時における一時滞在施設利用に関する協定書	新規追加	小金井市商工会

協定 福祉避難所（二次避難所） 定書	9	災害時における避難所施設利用に関する協	差替	社会福祉法人 聖ヨハネ会
協定 福祉避難所（二次避難所） 協定書	10	災害時における避難所施設利用に関する	差替	社会福祉法人 まりも会
協定 福祉避難所（二次避難所） する協定書	11	災害時における福祉避難所施設利用に関	差替	東京都立小金井特別支援学校
協定 福祉避難所（二次避難所） 難所）の設置運営に関する協定書	12	災害発生時における福祉避難所（二次避	新規追加	社会福祉法人 聖ヨハネ会
協定 福祉避難所（二次避難所） 難所）の設置運営に関する協定書	13	災害発生時における福祉避難所（二次避	新規追加	有限会社 のがわ
協定 福祉避難所（二次避難所） 難所）の設置運営に関する協定書	14	災害発生時における福祉避難所（二次避	新規追加	社会福祉法人 七日会
協定 消防水利関係	6	避難所における応急給水栓の設置及び使用に関する覚書	新規追加	東京都水道局
協定 輸送関係	1	災害時における物資の緊急輸送業務の協力に関する協定書	新規追加	一般社団法人東京都トラック協会多摩支部
協定 その他	9	地域貢献型広告に関する協定書	新規追加	東電タウンプランニング株式会社多摩総支社
協定 その他	10	災害時の避難場所等における連携・協力体制に関する協定書	新規追加	公益財団法人 東京都公園協会
協定 その他	11	災害時における無人航空機を活用した支援活動等に関する協 定書	新規追加	NPO法人クライシスマップーズ・ジャパン
協定 その他	12	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	新規追加	株式会社ゼンリン東京第一支社
協定 その他	13	災害時における行政手続の支援活動に関する協定書	新規追加	東京都行政書士会多摩中央支部
様式 震災編	2-11-1-1	り災証明書申請書様式	差替	証明書を別途設けるため、書式を変更
様式 震災編	2-11-1-1の2	り災証明書様式（居住者）	新規追加	被災者生活再建支援システムの様式に変更
様式 震災編	2-11-1-1の3	り災証明書様式（所有者）	新規追加	被災者生活再建支援システムの様式に変更